58―04　P

標準必須性に係る判断のための判定

１．　標準必須性に係る判断のための判定の概要

標準必須性に係る判断のための判定とは、ある特許発明がある標準に必須の発明であるかどうかを判断するために、当該特許発明の技術的範囲に関して、通常の判定におけるイ号（→58―01 の３.(5)）に代えて標準規格文書から特定された仮想対象製品等（仮想イ号）について判定を求めるものである。

標準必須性に係る判断のための判定においても、通常の判定と同様に、制度の趣旨に応じた利益は必要であるから、標準必須性に係る判断のための判定を請求する利益がない請求は、決定により却下される（特§71③→§135）。

標準必須性に係る判断のための判定では、判定書の結論部で、仮想イ号が本件特許発明の技術的範囲に属するか否かが示される。そして、例えば、請求の趣旨どおり、仮想イ号が本件特許発明の技術的範囲に属するとの結論が得られた場合は、判定書の理由中で、本件特許発明が当該標準規格にとって必須のものと考えられる旨の標準必須性に係る判断を含む付言がされる。

（手続の詳細については、特許庁ウェブサイトで公開している「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-hantei/document/index/01.pdf）を参照）

（改訂 R5.12）